

再意見書

平成22年11月12日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8116
(ふりがな) とうきょうとちよだくおおてまち
住 所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
(ふりがな) にっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 日本電信電話株式会社
みうら さとし
代表取締役社長 三浦 惺

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2010年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
日本電信電話株式会社

電話番号
電子メールアドレス

再意見提出者: 日本電信電話株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	(P1) 【総論】 (略) <ul style="list-style-type: none"> ・ また、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。)殿を中心としたNTTグループの一体経営や、NTTグループによる排他的サービスの提供等が当然の如く横行することで、NTT再編の趣旨が形骸化している状況です。このような状況下でNTTグループの規制緩和を求める主張を認めるようなことがあれば、公正競争市場のゆがみは著しいものとなり消費者利便に悪影響を与え、いままで推進されてきた競争政策の成果が水泡に帰す恐れがあると考えます。 ・ そもそも、「公正競争確保」を目的とした本制度の運用において、総務省殿は、NTT東西殿が県域等子会社等の子会社・関連会社を通じ、自社に課せられている規制を回避している疑いのある事例についても問題の本質を注視せず、電気通信事業法や日本電信電話株式会社等に関する法律といった現行法令をもとに形式的に判断するにとどまっている状況です。 ・ 従って、今年度の本制度に関する運用においては、検証プロセスの明確化、より厳格な指導の実施等、運用面の改善に加え、現行制度そのものの妥当性や実効性を検証した上で、現実に即した新たなルール整備を伴う効果的な指導がなされることが必要です。 (略) (P13) 1. 指定電気通信設備制度に関する検証 (3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証 一部の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い、及び量販店等への不当な規律干渉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の電気通信市場は、1985年の電電公社民営化以降、NTTに対する累次の構造的措置(88年のデータ通信事業の分離、92年の移動体通信事業の分離、99年のNTT再編成)に加えて、接続規制・行為規制措置が累積的に適用されるなど、世界でも最も徹底した公正競争環境が整備されています。 ・ この間、NTTは、電気通信市場における激しい競争の中、上記の公正競争条件を遵守しつつ、持株会社方式によるグループ経営を通じて、業務のアウトソーシングや代理店等の活用などに積極果敢に取り組むことにより、経営の効率化による低廉なユーザ料金・接続料金の実現やお客様サービスの充実など消費者利便の向上に邁進してきました。 ・ こうした様々な経営改善施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。 ・ NTTとしては、今後とも、グループの主要通信会社がお客ニーズに対応して積極果敢な事業運営を行うとともに、様々なビジネスパートナー自身の創意工夫により生み出される付加価値を大いに活用し、消費者利便の向上に最大限貢献していく考えです。また、このことが、我が国の電気通信市場における競争のダイナミズムを一層活性化させるものと確信しています。 ・ このような観点から、NTT東西及びNTTドコモに対する禁止行為規制の適用については、法律に定められた違反行為の要件に基づき厳密に行って頂きたいと考えます。 (次項に続く)

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>NTTファイナンス殿を介した優先的取扱い <NTTグループカードによるセット割引> (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> このような状況を黙認することは、NTTグループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTTグループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTTグループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、禁止行為規制の本来の趣旨や、共同ガイドラインに規定する「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」の禁止を厳格に運用する観点から、関連会社を通じた実質的なセット割引を認めるべきではなく、即時に「おまとめキャッシュバック」のサービス提供を禁止する等の措置を講じるとともに、NTT持株殿の子会社・関連会社に対し、NTTグループ商品のセット割引に相当する行為全てを禁止する措置を講じることが必要と考えます。 <p><NTTファイナンスによる一括請求></p> <ul style="list-style-type: none"> 本年6月1日に、NTTファイナンス殿がNTTグループ企業の料金一括徴収サービスを開始する旨が日本経済新聞より報じられました。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> NTTファイナンスについて、独占禁止法上の問題が生じないか、公正取引委員会が監視する必要がある一方、総務省殿においては、NTT東西殿、NTTコミュニケーションズ殿及びNTTドコモ殿等がNTTファイナンス殿を中核として、脱法的に排他的な割引サービス提供等のグループ連携を行わせないよう、未然の防止や監視等の措置を講じる必要があると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮に違反行為の要件が拡大解釈等により不明確となれば、規制の対象となるNTT東西及びNTTドコモはもとより、当該企業との取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性は著しく低下し、本来正当な事業活動まで制約を受けざるを得なくなります。結果として、消費者利便が大きく損なわれることとなります。 近年、我が国の電気通信市場においては、ブロードバンド化・IP化の急速な進展に伴い、様々なサービスの連携・融合が実現しつつあります。公正競争の確保についても、こうした市場実態を的確に反映したものとすることが必要であり、電話時代の競争を前提とした制度から、ブロードバンド・IPの設備競争を前提とした制度(事後規制)に転換するべきであると考えます。 それが直ちに実現できないとしても、他事業者が既に提供しているお客様利便について、規制が非対称であるが故にNTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきであり、市場実態や消費者利便等を踏まえた規制の緩和をお願いしたいと考えています。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>(P1) はじめに (略)</p> <p>そのためには、ドミナント事業者であるNTTグループによる「ボトルネック設備の保有」、「(公社時代から継承した)顧客基盤の活用」、「グループドミナンスの行使」による競争阻害行為を根絶する必要があります。「ボトルネック設備の保有」や「顧客基盤の活用」については、電気通信事業法に基づき対象事業者に対する行為規制が定められてはいるものの、規制当局に実効的な調査権限が付与されていないため、組織内部に立ち入っての調査等により違反行為を立証することができないという制度的な限界があります。現行の規制を実効あるものとするためには、独立的な第三者機関によるモニタリングや監査等を行ってその結果を公表することなどにより、競争事業者等外部からも公正競争確保の実態を確認できる何らかの仕組みが必要と考えます。</p> <p>「グループドミナンスの行使」に関しても、行為規制が及ばないNTT東・西の県域等子会社を介したフレッツとドコモ携帯電話のセット販売や、市場支配的事業者と関係事業者による排他的なグループ連携等の禁止にもかかわらず、形式的にオープンであるという体裁によりNTTファイナンスを通じてグループ各社請求を一本化するなど、脱法的な行為が公然と行われています。</p> <p>これらの問題は、ボトルネック設備を保有する部門をNTT東・西の組織内に留めたこと、及び、持株会社体制を維持してきたことに根本的な理由があり、NTTグループの組織の在り方を抜本的に見直さない限り完全に払拭することは困難と言わざるを得ません。現行の制度では、上記に述べたような監視機関がないことや「活用業務」によるNTT東・西の事業領域の拡大などによって累次の公正競争ルールの実効性が益々失われる恐れがあります。抜本的な見直しが行われないのであれば、NTTグループの総合的な市場支配力に着目した公正競争ルールの再構築と実効力のある外部監査が可能な仕組みの導入を急ぐ必要があると考えます。</p> <p>(P5) 1. 指定電気通信設備制度に関する検証</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>(3) 禁止行為に関する検証 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証 イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証</p> <p>■NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使(NTT ID ログインサービス、NTTネット決済等)</p> <p>(略)</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、持株会社体制を維持してきたことに根本的な原因があることから、抜本的に解決するには、持株会社体制を廃止するしかないと考えます。</p> <p>■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>(略)</p> <p>さらにH22年6月1日付け日本経済新聞朝刊では、NTTドコモの携帯電話、NTT東・西の固定電話およびフレッツ光とひかり電話、NTTコミュニケーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中にNTTファイナンスに集約すると報じられています。</p> <p>(略)</p> <p>本事案はグループドミナンスに関する問題であり、本来は持株会社体制の廃止によって対処すべきです。それが実現するまでの暫定的な応急措置として、「関係事業者」の判断基準に、資本関係のみならず、当該事業者の取引総量においてNTTグループが占める割合を含める(例:取引総量が50%以上をNTTグループが占めるのであれば、関係事業者とみなす。)こと等により、排他的か否かを実効性の観点から判断すべきであると考えます。その上で、公平な取扱いにより競争を機能させるという観点から、接続事業者がNTTグループと同等に、例えばNTT東・西の加入電話やフレッツ等を自社サービスとセットで請求スキームを用意すべきと考えます。</p>	

以上